

県下全域に新型コロナウイルス注意報が発令されています

令和2年7月30日

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部

県内で新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にあり、県から「新型コロナウイルス注意報」が発令されています。町民の皆様、事業者の皆様には、これまでの取組みの継続とともに、「うつらない」「うつさない」「ひろげない」ため、特に以下の点についてご留意をお願いします。

1. 感染者が多数発生している地域との往来は十分ご注意ください

- ・感染が拡大している都道府県との往来は、状況に応じ往来の必要性の検討や往来先での慎重な行動をお願いします。特に、高齢者等の重症化リスクの高い方の往来は控えることを検討してください。
《各都道府県の状況》
県ホームページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-doko.html>
- ・夏季の帰省について、体調に異変がある場合は控えるとともに、感染が拡大している地域からの帰省は慎重に対応してください。

2. 感染防止の3つの基本と3つの密の回避を徹底してください

- ・感染防止の3つの基本を徹底してください。
①身体的距離の確保（できるだけ2m） ②人混みや会話の際のマスクの着用 ③手洗い
- ・3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避しましょう。

3. 発熱等の症状があり、必要な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください

- ・毎日の健康チェックを欠かさず行いましょう。風邪等の症状がある方は、外出や他の人との接触を避け、必要な時は速やかに保健所やかかりつけ医に電話で相談してください。（感染拡大防止のため直接医療機関を受診することは避けてください。）

4. 重症になりやすい人を守りましょう

- ・ご家族や周囲に高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い方がいる場合は、「ウイルスをうつさない」意識を持った行動をお願いします。
- ・病院や高齢者施設、障がい者施設では、重症化しやすい患者や利用者の安全を守るため、お見舞いや面会は症状のない方を含めできるだけ控えてください。

5. 事業者の皆様へ

- ・職場内でのマスク着用や手洗い、3密の回避、従業員の健康観察、発熱等がある場合の休暇取得、定期的な換気や設備等の消毒、時差出勤や在宅勤務の活用、感染拡大地域への出張の再検討などの一層の徹底をお願いします。
 - ・業種ごとの感染拡大予防ガイドラインなどを参考に、職場での感染予防の取組みをお願いします。
【ガイドライン一覧：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策 HP (<https://corona.go.jp/>)】
- *長野県では「新型コロナウイルス対策推進宣言の店」を実施中です。詳細は県 HP をご覧ください。

坂城町保健センター
電話 0268-82-3111（内線 511）
電話（直通）0268-75-6230
F A X 0268-82-3164
E-mail hoken@town.sakaki.nagano.jp

坂城町総務課総務係
電話 0268-82-3111（内線 212）
電話（直通）0268-75-6210
F A X 0268-82-8307
E-mail soumu@town.sakaki.nagano.jp